平成２３年（フ）第２１１号
秋田市泉中央５丁目９番16号
破産者　株式会社松浦商店
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
福島市上野寺字和田前30番地の２
破産者　有限会社わかなや
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第８０４号
横浜市中区万代町２丁目４番１号
破産者　有限会社亜甲ＲＣ
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００１号
横浜市磯子区田中２丁目24番地８宝山壮201号
破産者　有限会社光電工業
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１００号
川崎市宮前区平６丁目10番34号
破産者　有限会社スリーラインコールドシステム
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５５１号
横浜市港南区上大岡東１丁目11番26号上大岡ＳＫビル１Ｆ
破産者　有限会社こひやま
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８９号
横浜市神奈川区星野町１番地
破産者　有限会社イブキ
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６０８号
横浜市中区長者町５丁目49番地１―401号
破産者　株式会社ミットエクスプレス
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７号
神奈川県厚木市愛甲267番地
破産者　有限会社市川サッシ
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７号
新潟県上越市中郷区藤沢972番地３
破産者　有限会社丸山匠建
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３１１号
静岡県焼津市保福島629番地の１
破産者　有限会社ふじ工業
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４１号
福岡県飯塚市椿413番地の14
破産者　有限会社竹上興業
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１４５４２号
東京都練馬区中村３丁目11番11号
破産者　ニューセントラル株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５７５号
東京都葛飾区四つ木４丁目７―15
破産者　北川　政雄
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３３８号
東京都足立区西保木間４丁目12―２―1407
破産者　平上　禮二
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６９４号
東京都文京区関口１丁目17番５号
破産者　株式会社鈴木製本所
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６９６号
東京都新宿区天神町68番地橋本ビル２階
破産者　ベル製本株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６９７号
東京都練馬区向山３丁目13―28
破産者　鈴木　健司
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０００号
静岡県富士市津田222―１、商業登記簿上の本店所在地静岡県沼津市今沢463番地の21
破産者　株式会社協石運輸
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７６１号
東京都品川区大崎５丁目５番12サニーコーポ五反田305号
破産者　児山工芸株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３８６号
東京都葛飾区西亀有２丁目45―10
破産者　上野　　健
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５８９号
千葉県印西市滝野３丁目５―２―101
破産者　菅本　卓志
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部